

デイサービスセンター カリタス 2 1

料金表 (事業所が提供するサービスの利用料金)

《 通所介護サービス・1回あたり 》

介護度別基本サービス単位	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	581 単位	686 単位	792 単位	897 単位	1003 単位
入浴介助加算	40 単位/1 回				
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/1 回				
個別機能訓練加算 (I) イ	56 単位/1 回				
個別機能訓練加算 (II)	20 単位/月				
科学的介護推進体制加算	40 単位/月				
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数に 5.9% を乗じた単位数				
介護職員特定処遇改善加算 (I)	所定単位数に 1.2% を乗じた単位数				
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に 1.1% を乗じた単位数				
単位数合計	756 単位	870 単位	985 単位	1,098 単位	1,212 単位
食事代	612 円				
自己負担額 (1 割)	1389 円	1506 円	1624 円	1740 円	1857 円

《 介護予防・日常生活総合事業・1ヵ月定額制 》

介護度別単位	要支援 1・事業対象者	要支援 2
	1,672 単位	3,428 単位
サービス提供体制加算 (I)	88 単位	176 単位
運動器機能向上加算	225 単位	225 単位
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数に 5.9% を乗じた単位数	所定単位数に 5.9% を乗じた単位数
介護職員特定処遇改善加算 (I)	所定単位数に 1.2% を乗じた単位数	所定単位数に 1.2% を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に 1.1% を乗じた単位数	所定単位数に 1.1% を乗じた単位数
単位数合計	2,148 単位	4,143 単位
自己負担額 (1 割)	2,206 円	4,255 円
食事代	612 円×利用回数	

☆ 1 単位は 10.27 円の計算となります。

☆ 上記利用料は全てのサービスを利用した時の一例の合計です。

☆ 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものです。

※ 上記の加算内容は職員の配置状況等により加算をいただかない場合もございます。

☆ サービス提供体制加算 (I) とは、介護職員の 70% 以上が介護福祉士の資格を有しているか、勤続 10 年以上介護福祉士の割合の 25% 以上の、いずれかに該当する加算です。

☆ 介護職員処遇改善加算 (I) とは、介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして創設された加算です。所定単位数とは、基本サービ

ス費に各種加算減算を加えた利用月の総単位数です。したがって上記の金額とは利用回数によって若干の誤差があります。当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

☆ 科学的介護推進体制加算とは、介護保険法に定められた高齢者の尊厳を保持して、自立した日常生活を支援することを理念とした介護保険サービスにおいて、科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です

☆ 介護予防・日常生活総合事業の場合、契約日・契約解除日により月額利用料が日割り計算となります。短期入所サービスを利用した月も日割り計算となります。

※ まだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画または介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。

※ 自己負担額が2割3割の場合は上記金額とは異なります。

介護保険給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料の全額がご契約者の負担となります。

- (1) 食事代(おやつ水分代含む) 612円 (※前6項料金表には含まれています。)
- (2) レクリエーション、クラブ活動等の材料代等 実費
- (3) 日常生活用品（日常生活上必要となる購入代金及びおむつ代等） 実費
- (4) 複写物の交付（複写物が必要とする時） 1枚10円（A4モノクロ）
- (5) その他、ご契約者が負担いただくべき費用 実費

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と変更の事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

令和6年6月現在